

常総カントリー倶楽部 乗用カート利用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者の安全、ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条（本約款の遵守）

カートの運転者（以下「運転手」と称します）は、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、本約款を遵守する義務を負います。

第3条（カート利用の申し込み）

1. カート利用の申し込みは、「常総カントリー倶楽部利用約款」第1条（約款の適用）第2条（利用契約の成立）第3条（利用の申し込み）に含まれております。
2. カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートに案内したときに効力を生じます。

第4条（運転の制限）

1. 利用者は係員のカート利用に関する指示に従ってください。
2. カートは、係の案内や運行事項に従って走行してください。

第5条（運転の資格）

運転者は、運転免許を有する方に限ります。

第6条（運行責任者）

1. 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
2. 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カートの運転者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議、及び責任において、これを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他のカート運行に関する事項は、運転手の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転手の指示に従ってください。

第7条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

第8条（運転中の注意）

1. 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守して下さい。
 - (1) 走行の開始の際の注意事項
 - イ) カートの選定及び運転の開始は、係員の指示に従って行ってください。
 - ロ) 運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください。
 - ハ) 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認のうえで行ってください。
 - (2) 走行の際の注意事項
 - (イ) カート用通路の走行に関し、走行方法等（走行方向・走行速度・一旦停止等）の標示があるときは、これに従ってください。
 - (ロ) 起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして、注意を促してください。
 - (3) 停車等の際の注意事項
 - (イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には駐車させないでください。
 - (ロ) カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキング・ブレーキ）をかけてください。
 - (ハ) カートの利用を終了する場合（休憩も含む、ホールアウト時）には、必ず係員の指示に従い駐車してください。
2. 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行ってください。

第9条（同乗者等の注意事項）

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。
- (2) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように留意してください。

第 10 条（利用の中止等）

1. 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
 - (1) 運転手に、運転手の資格のないことが判明したとき。
 - (2) 利用者に、本約款あるいは倶楽部規約その他の規則に反する行為があったとき。
 - (3) スロープレーにより著しく進行の妨げや他のプレーヤーに著しく迷惑となる行為が確認された場合。

第 11 条（事故の場合の連絡）

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、ただちにマスター室にその旨連絡しなければなりません。

第 12 条（事故の場合の責任等）

1. 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転手と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転手に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。
4. 当ゴルフ場はカート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

（常総カントリー倶楽部 2013 年 4 月施行）